

令和元年第3回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和元年9月27日(金)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 担当部課 建設部住宅局建築指導課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 建築物等の維持保全・災害対策について</p> <p>(一) 工作物の確認申請について 千葉県ゴルフ練習場の鉄塔がネットとともに倒壊し、周辺住宅を損壊したことが大問題となっております。道は、建築基準法の規定によって、工作物の確認申請を行っており、ゴルフ練習場の鉄塔も対象と考えるわけですが、どのようなものが確認申請が必要となっているのか伺います。</p> <p>(二) 特定行政庁としての対応について 建築基準法では、所有者、管理者、または占有者は、ゴルフ練習場の鉄塔等についてもそんなんですけど、常時適法な状態に維持するよう努力義務が課せられています。しかし、今回の台風15号被害のほか、劣化した看板が落下をしたりですとか、損傷や、腐食その他の劣化が進んで、放置すれば著しく保安上危険がある場合、特定行政庁の対応が求められるわけです。特定行政庁である道はどのような対応をとるのか伺います。</p> <p>(再質問) (二) 特定行政庁としての対応について 今回のゴルフ練習場の様なケースですとね、建築物などに劣化が認められる場合、所有者には必要な措置を講じるよう維持保全に努めるということなんですけれども、今、道が行う合同パトロールや防災査察という、特定行政庁としての役割については、具体的にはどのような重点項目を設けて、どのような建築物や工作物を対象として、どのような観点で実施をしているのかあらためて伺います。</p> <p>対象が莫大なんですけれども、台帳を整備しているということなので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。</p>	<p>○ 建築指導課長 西澤 拓哉 工作物の建築確認申請についてでございますが、建築基準法では、高さ6mを超える煙突、高さ15mを超える鉄柱、高さ4mを超える広告塔などの工作物は、建築物と同様、着工前に建築確認申請が必要と定められているところでございます。 このため、ゴルフ練習場に設置される高さ15mを超える鉄塔につきましても、建築確認申請が必要となり、柱の脚部の仕様のほか、風や地震等に関する構造計算等について書類審査を行い、安全性を確認しているところでございます。</p> <p>○ 建築安全担当課長 丹崎 健治 法に基づく工作物の対応についてでございますが、道では、建築物や工作物の安全性を確保するため、毎年、国が実施する秋の「違反建築防止週間」に呼応して、各振興局において、市町村と連携し、市街地を巡回して、法に適合しない施設の是正を図る「合同パトロール」を実施しているほか、春と秋の「建築物防災週間」においても、市町村、消防及び警察と連携し、主としてホテルや福祉施設などの特殊建築物の内部に立入りし、安全性を確認する「防災査察」を実施しているところでございます。 また、鉄塔などの工作物について、その安全性に対して通報があった場合や合同パトロールなどを行って劣化が認められる場合には、所有者に対し、必要な措置を講じるよう、適切な維持保全を求めることとしていただいております。</p> <p>○ 建築安全担当課長 丹崎 健治 合同パトロールなどの実施内容についてでございますが、合同パトロールでは、違反建築の防止の徹底を重点項目として、市街地を巡回して、違反建築物を是正指導しており、また、防災査察では、避難経路の確保といった防災知識の普及啓発、建築物等の維持保全の徹底などを重点項目として、建築確認申請の内容を記録した台帳をもとに、主として、不特定多数の方々を利用する建築物や工作物などを対象とし、立入調査を実施しているところでございます。 これら、合同パトロールや防災査察においては、排煙設備や非常用照明といった避難施設などの状況のほか、柱や外壁、工作物などの劣化や損傷といった維持保全の状況を確認しているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 劣化工作物への注意喚起と必要な措置について 気候変動が大きくて、想定を超える風や雨がどこで吹くか、どこで降るか、想定できないということはだれでも実感しているところだと思います。住宅地にゴルフ練習場があるところでは、今回のように安全が損なわれないようですね新たな視点で点検が必要ではないかと考えるところです。劣化がすすむ危険な構造物の状況や、道内のゴルフ練習場の設置状況、経過年数などを今一度把握して、注意喚起するとともに、必要な措置をとるなど、あらためてとりくむ必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>今、答弁で、ゴルフ練習場が加盟する団体に対して注意喚起をしたと、そういう素早い対応をとったということなので、これからしっかり見ていただきたいと思います。</p>	<p>○建築企画監 平向 邦夫 今後の取組みについてでございますが、道におきましては、これまでも、合同パトロールなどのほか、このたびの千葉県における被害を踏まえまして、ゴルフ練習場が加盟する団体に対し注意喚起をし、保安上危険な場合には、必要な措置を講じるよう、対応をしてきたところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、他の特定行政庁と連絡を密にしながら、合同パトロールなどを通じ、工作物の維持保全について、法に基づき、適切に対応してまいります。</p>